

物とおなじ、大笠と蘭とはかはれ共、思ふに柄は用る時さして、常には取收むる物にや、笠は今唐かさの如く疊まる、物にはあらじ。○中略 古書に唐かさをも、かさとのみいひしことあり、太平記にさして行かさぎの山を出しよりの御歌も、傘によせ給ひし也。笠に柄をさしたるがもとなれば、笠とのみもいふべきこと歟、今も唐かさをかさといふ。

〔享保集成絲綸錄十五〕寶永七寅年五月

### 覺

一御成之節、雨降候は、御供之面々、かさ合羽御免之事、

一雨降候節は、御成先勤番之面々組共にかさ合羽是又御免之事。○中略

右之通、雨降候節は難儀可仕與被思召候ニ付、御免被遊候間、向後著用可仕候已上、

五月

〔徳川禁令考三十一〕享保九辰年七月廿五日

自今雨天之節傘御免之儀覺

一只今迄ハ御鷹野御成之節、雨天ニ候得バ笠御免ニ候、自今ハからかさ御免被成候就夫傘ハ御賄方より差出させ可申候、當分ハ降不申、天氣如何と存候節ハ、御成先江傘遣し可申候、尤天氣能候ハ、傘支度ニ不及候、

一上野増上寺何方江之御成之節も、右同斷ニ相心得可申候、

右佐渡守殿被仰渡候、

七月廿五日

〔享保集成絲綸錄十五〕享保十一午年四月